

議案第12号

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正
について

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について

令和5年3月17日
教育人材開発課

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、指導改善研修の対象者に係る規定のうち、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に係る根拠規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

- ①定年延長制度の導入に伴い、再任用短時間勤務職員に係る根拠規定（地方公務員法）を、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定に改める。
- ②定年延長制度完成までの間の経過措置として存置される暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法改正前の規定による任用後に継続任用される暫定再任用職員も含む）については、本規則の附則に規定し、①と同様に扱う。
- ③施行年月日は、改正地方公務員法及び改正定年条例の施行日である令和5年4月1日とする。

3 参考（定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用短時間勤務職員について）

- ・定年延長制度導入に伴い、定年引上げ期間中の短時間勤務の職が、「定年前再任用短時間勤務職員」として新設。内容は既存の再任用短時間勤務とほぼ同様で、いったん退職後再任用の扱いとなり、週15時間30分から31時間の間で勤務時間の選択が可能（現行再任用制度と異なり、任期は単年度ではなく延長後の定年まで）。
- ・定年延長制度完成までの間、既存の再任用制度も経過措置として存置（暫定再任用制度）

<60歳以降の主な任用形態>

		改正後	改正前
定年引上げ期間中	常勤	正職員（定年延長）	再任用職員 （フルタイム）
	短時間	<u>定年前再任用 短時間勤務職員</u>	再任用職員 （短時間）
定年引上げ期間 終了から65歳まで	常勤	暫定再任用職員 （フルタイム）	再任用職員 （フルタイム）
	短時間	<u>暫定再任用 短時間勤務職員</u>	再任用職員 （短時間）

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 県立学校に勤務する教員（県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。）をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 県立学校に勤務する教員（県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。）をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして改正後の鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の規定を適用する。

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会規則第 号